

司法書士国民年金で 確かな未来を



司法書士国民年金基金

東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館4階 〒160-0003
tel:03-3341-2561 / fax:03-3341-4130
E-mail:nenkin@sknkikin.or.jp
http://shihoshoshi-nenkin.or.jp/

特定加入制度 ご加入のしおり

司法書士年金で確かな未来を

特定加入制度とは、国民年金基金制度に平成25年4月から新たに追加された**60歳以上65歳未満の方で国民年金の任意加入されている方**のために、年金を上乗せする自助努力・積立方式の年金制度です。

国民年金の任意加入制度とは、60歳までに**老齢基礎年金の受給資格期間（10年120月）を満たすことができない人や満額（40年480月納付）の老齢基礎年金を受給できない人**が、お住まいの市区役所・町村役場に申出ることでご加入できる制度です。

目次

- イ) 特定加入から受給までの手続き…………… (1 頁)
- ロ) 掛金月額表と年金額…………… (4 頁)
- ハ) 特定加入にあたっての重要なお知らせ…………… (5 頁)
- ニ) 掛金と税金…………… (7 頁)
- ホ) 60歳到達の前から国民年金基金にご加入されていた方へ…………… (8 頁)



司法書士国民年金基金

〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町 4-37
司法書士会館 4 階
電話 : 03-3341-2561
FAX : 03-3341-4130
nenkin@sknkikin.or.jp

イ) 司法書士国民年金基金への特定加入から受給の手続き

(「司法書士国民年金基金」は司法書士年金の正式名称です。)

特定加入員となる資格

1. 司法書士業務の従事者(司法書士・補助者・事務職・配偶者)で、60歳以上 65歳未満の**国民年金任意加入被保険者**であること。海外居住の場合の「任意加入者」は、国民年金基金の特定加入員となることができません。
2. 障害基礎年金が受給されていないこと
 - ※ 法定免除の方(障害基礎年金を受給されている方等)で、引き続き国民年金保険料を納付されている場合は加入できます。
3. 農業者年金基金の加入者でないこと
4. 司法書士国民年金基金以外の国民年金基金の特定加入者でないこと
 - ※ 60歳以上 65歳未満の**国民年金任意加入被保険者**とは、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(10年 120月)を満たすことができない人や満額(40年 480月納付)の老齢基礎年金を受給できない人が、お住まいの市区役所・町村役場に申出ることでご加入できる制度です。
 - ※ 国民年金を繰り上げて受給している方は、任意加入被保険者になれませんので、この国民年金基金の特定加入員となることができません。

特定加入の手続き

1. **年金設計と掛金の計算**……加入を申し出る月の年齢(○歳○月)で、将来受給する年金額が決まります。この料率は「65歳に達する」または「任意加入被保険者でなくなる」ことで掛金を払い終えるまで原則として変わりません。まず加入の必須条件である 1 口目(終身年金 A・B 型のどちらか)と、フレキシブル設計の 2 口目以降(終身年金 A・B 型、確定年金 I 型)を組み合わせます。組み合わせには、①年金額(1口目も含む)の半分以上を終身型で、②掛金の合計が月額 68,000 円を超えない、の2つが条件となります。
2. **付加保険料納付の辞退**……国民年金の付加保険料を納めている方は、司法書士国民年金基金に加入する前に市町村の窓口で付加保険料の辞退の届け出をしていただきます。
3. **加入申出書の提出**……「加入申出書」に記入のうえ、『**国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書**』の写し、資格証明書(本職)または従事者証明書(補助者等)を添えて、司法書士国民年金基金に提出していただきます。加入手続きが完了次第、加入員証をお送りします。
 - ※ 特定加入のご加入期間は、原則 60歳から 65歳に到達するまでの 5年間です。しかし、ご加入員の事情により国民年金任意加入の期間に合わせるようになっておりますので、ご加入時に『**国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書**』の写しに印字されている「喪失予定年月」を必ず入力します。
4. **口座自動引き落とし**……掛金は、加入員が指定する金融機関や郵便局の口座から、毎月 1日に自動引き落としされます。当該月の掛金は 2 カ月遅れの引き落としとなります。(例:4 月の掛金は 6 月 1日に引き落としになります)

加入中の手続き

1. 氏名・住所変更……国民年金の変更の手続きを市町村の窓口で済ませたうえ、司法書士国民年金基金に届け出ていただきます。
2. 国民年金保険料の納付……国民年金保険料の未納が2年を超えて経過したものは時効となり、追納ができません。その上、時効になりますと国民年金任意加入の資格を喪失し、同時に基金特定加入の資格も喪失となりますのでご注意ください。上乘せ部分の司法書士国民年金基金の掛金が支払われていても、土台部分の国民年金が時効となった期間相当分については、国民年金基金の掛金をお返すことになります。
3. 司法書士国民年金基金掛金の支払い……お支払いがない期間分だけ将来の年金が減額されます。しかし司法書士国民年金基金も国民年金と同様に、2年以内の未納分(延滞金を含む)まではさかのぼって追納でき、回復することができます。
4. 増減口……資金計画や老後の設計変更に合わせて、増口・減口ができます。お申し出時期の制約はありません。
5. 前納制度の利用……割引特典のある前納(4月分から1年分)は、毎年3月末までのお申し出でご利用いただけます。ただし60歳到達年度の前納は、60歳喪失処理後加入することからできません。割引特典はありませんが、年度内の掛金をまとめて納付する一括納付制度もございます。
6. 掛金満了……「満65歳に達する」又は「任意加入被保険者でなくなる」と、掛金の払い込みが終了します。

受給の手続き

1. 年金裁定請求……満65歳になったとき、事務局より年金請求書をお送りしますので、司法書士国民年金基金あてに年金請求をしていただきます。ただし、国民年金の繰り上げ受給を始めたときは速やかにお申し出ください。
2. 年金支給……年金は、ご指定の口座に、年金額が12万円以上の場合、年6回(偶数月に前月及び前々月分として)に分けてお支払いいたします。年金額が12万円未満の場合には、年1回(決まった月に過去1年分として)のお支払いとなります。
※ 60歳到達前の司法書士国民年金基金にご加入されていた方はその年金額と特定加入の年金額を合算してご支給いたします。「木) 60歳到達の前から国民年金基金にご加入されていた方へ」の【受給の手続き】注意事項(8頁)を参照してください
3. 年金と税金……国民年金基金では、年金受給者のうち65歳以上で年額80万円以上の年金を受給されている方に対して、所得税法第203条の3と政令(平成24年105号)の規定により支給金額の7.6575%を源泉徴収しております。

加入員の資格を喪失する場合→「ハ)国民年金基金 特定加入にあたっての重要なお知らせ」をご覧ください。

ロ) 掛金月額表と年金額

【掛金月額表】 (2024/04/01改定)

加入時年齢	1口目				2口目以降				
	終身年金				終身年金				確定年金
	A型		B型		A型		B型		I型
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男女共通
60歳0月 ～64歳11月	20,770	23,970	19,440	23,410	10,385	11,985	9,720	11,705	7,130

【年金額】 (男女共通1口当たり)

加入時年齢	加入期間	年金額 (年額) 男女共通				
		1口目		2口目以降		
		A型	B型	A型	B型	I型
60歳0月	60月	60,000		30,000		
61歳0月	48月	47,640		23,820		
62歳0月	36月	35,460		17,730		
63歳0月	24月	23,470		11,735		
64歳0月	12月	11,650		5,825		

※ 0月とは、お誕生月になります。

※ 年金額は、加入時年齢 (月単位) により異なり、上記は64歳11月まで加入し完納した場合のものとなります。加入期間中に資格喪失された場合または未納期間がある場合は、納付済み期間に応じて減額された年金額になります。

※ 65歳から年金として支給させていただきますので、解約返戻金などはありません。

【ご加入例】

(男性) 60歳のお誕生月に、1口目A型、2口目以降A型2口ご加入した場合

掛金月額 1口目 + 2口目以降 = 20,770円 + 10,385円 × 2口 = 41,540円

掛金総額 (60月完納) 41,540円 × 60月 = 249.3万円

年金月額 1口目 + 2口目以降 = 5000円 + 2500円 × 2口 = 10,000円

年額 10000円 × 12月 = 12万円

65歳から86歳までの受取総額 12万円 × 21年 = 252万円

(女性) 60歳のお誕生月に、1口目A型、2口目以降A型2口ご加入した場合

掛金月額 1口目 + 2口目以降 = 23,970円 + 11,985円 × 2口 = 47,940円

掛金総額 (60月完納) 47,940円 × 60月 = 287.7万円

年金月額 1口目 + 2口目以降 = 5000円 + 2500円 × 2口 = 10,000円

年額 10000円 × 12月 = 12万円

65歳から89歳までの受取総額 12万円 × 24年 = 288万円

ハ) 国民年金基金 特定加入にあたっての重要なお知らせ

国民年金基金(以下「基金」という。)に関する重要な事項のうち、「金融商品の販売等に関する法律」「個人情報保護に関する法律」に基づき、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入の際には必ずお読みいただき、このお知らせを受領したこと、内容をご理解・ご了解いただいたことの確認の署名を、加入申出書にいただくこととしております。

基金の運営について

- 基金の具体的内容は、国民年金法、国民年金基金令等の法令及び当基金規約により定められており、加入員の代表である代議員による議決を経て運営しております。法令及び規約は当基金に備え付けており、随時閲覧いただけます。

加入員資格の喪失(脱退)について

- 基金にご加入後、以下のいずれかに該当するようになったときは加入員資格を喪失し、脱退となります。
 - ① 65歳になったとき……「加入員」から、受給の「待機者」又は「受給者」となります。
 - ② 国民年金老齢基礎年金の受給期間480月を満了した、サラリーマンになった、法人事務所が適用された等、国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき
 - ③ 障害基礎年金の受給による国民年金の保険料を免除されたとき
※法廷免除の方(障害基礎年金を受給されている方等)で、引き続き国民年金保険料を納付されている場合は喪失になりません。
 - ④ 司法書士の業務に従事しなくなったとき
 - ⑤ 海外居住により国民年金の「任意加入者」となったとき
 - ⑥ 農業者年金の被保険者になったとき
 - ⑦ 加入員本人が死亡したとき
- 国民年金保険料の未納が2年を超えて経過したものは時効となり、追納ができません。その上、時効になりますと国民年金の任意加入の資格を喪失し、同時に基金の特定加入資格も喪失となりますのでご注意ください。
- ご死亡以外の事由で資格を喪失し脱退する場合、解約返戻金という制度はありませんので一時金として受け取ることにはできませんが、将来掛金を納付した期間に応じて年金として支給されます。
- 上記の事由以外では、ご自身の都合で任意に脱退することはできません。
※④の場合は、3か月以内に申し出れば全国基金に継続できる特例があります。

掛金の引落について

- 毎月の掛金は、原則、翌々月1日にご指定の口座から引き落としさせていただきます。
- 掛金がお引き落としできなかった場合には、その翌月に2ヶ月分をまとめて引き落としさせていただきます。
- 2ヶ月連続でお引き落としできなかった場合には、掛金の払込票を郵送させていただきます。この場合には所定の延滞金が付加されますので、ご注意ください。なお、掛金を過去にさかのぼって納められるのは2年までとなります。
- 基金は国民年金の付加年金を代行していますので、基金に加入されますと国民年金の付加保険料を納めることはできません。

年金の支払方法について

- 年金のお支払いは、65歳お誕生月の翌月分からとなります。ただし、国民年金の老齢基礎年金を繰り上げ受給された場合には、その月分から当基金の年金の一部をお支払いします。この場合の年金額は繰上げ月数に応じて減額されます。
- 年金受給年齢になりましたら、登録されているご住所に基金から年金請求のご案内をお送りします。このご案内が必ずお手元に届くように、加入員(待機者を含む)の方はご氏名やご住所の変更があった際には、忘れずに基金までご連絡をお願いします。
- 年金は、年金額が12万円以上の場合、年6回(偶数月に前月及び前々月分として)に分けてお支払いいたします。年金額が12万円未満の場合には、年1回(決まった月に過去1年分として)のお支払いとなります。

遺族一時金について

- 終身年金A型と確定年金I型については保証期間があり、加入員(待機者・受給者を含む)の方が死亡した場合、以下のような遺族一時金があります。
 - ① 年金受給前に死亡した場合……ご加入時年齢、ご死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。
 - ② 年金受給開始後の保証期間中にご死亡した場合……残りの保証期間の年金を支給されるための資産(年金原資)相当額が遺族一時金として支給されます。なお、残り保証期間の利回り分は含みません。
- 終身年金B型には保証期間がありませんので、B型のみに参加し、年金受給前に加入員の方が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。
- 加入期間が短い場合は、遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。
- 遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、次の1～6の順位に沿った何れか1名となっています。
 - 1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹
- ご加入後、第1回掛金のお払込みが完了した時から、遺族一時金の給付の責任を開始します。

年金及び一時金がお支払いできない場合について

- ご加入後の全ての期間について掛金が未納の場合又は基金の加入要件に該当しない場合、年金及び一時金のお支払いはありません。
- 偽りその他不正な手段により年金及び一時金を受けた場合には、基金がその額を徴収できるとされています。

国民年金本体の保険料を納付されなかった場合について

- ご加入後、国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間に基金の掛金を納付していたとしても、その期間中の基金掛金はそのまま加入員に還付され、その期間に相当する分の年金又は遺族一時金は支給されません。
- 還付された基金の掛金について既に所得税の社会保険料控除の適用を受けていた場合、その額について修正申告が必要となります。このような事態を招かないためにも、国民年金の保険料も忘れずに納付してくださいようお願い申し上げます。

基金が解散した場合の取り扱いについて

- 基金は公的な制度として、国民年金法に基づきその設立から運営について厚生労働省から指導、監督を受け、代議員会での議決を経て運営されています。また、基金の財政状況を毎年チェックし、健全な運営に努めています。基金の財政状況は決算書に記載されていますので、随時閲覧できます。仮に当基金が解散した場合は、国民年金法に基づき、基金の解散時点での残余財産額を加入員で分配することとなり、それまで支払われた掛金額を下回ることもあります。なお、分配される額を国民年金基金連合会へ移管して将来年金として受け取ることができるような措置を講じております。

ご加入員の情報について

- 基金のご加入に伴いご提供いただいたお客様の情報につきましては、関係法令に基づく基金の適正な運営、お客様へのご連絡、年金等のお支払いその他お客様へのサービスの提供の目的以外には、利用することはありません。また、基金は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努めます。
- 基金は、法令及び規約に基づき、ご加入の受付、給付又は掛金の徴収に関し必要があると認めるときは、お客様の国民年金の資格取得記録、資格喪失記録、納付記録、付加年金記録、住所異動年月日、老齢基礎年金の繰上方法及び受給開始年月日等について、関係機関に対して、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求める場合があります。
- 上記の他、お客様の情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に定めがある場合を除き、お客様の同意なく第三者に提供することはありません。
- なお、当基金が保有するお客様ご自身の情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に基づく所定の手続きにより、開示及び訂正等を請求することができます。詳細は、当基金へお問い合わせ下さい。

※ この「国民年金基金 特定加入にあたっての重要なお知らせ」は、加入員証、国民年金基金加入申出書(本人控)とともに大切に保管してください。ご氏名、ご住所の変更があった際には、必ずご連絡をお願いします。

二) 掛金と税金

【国民年金基金の掛金は全額が社会保険料控除の対象額となります。】

国民年金本体保険料や国民健康保険の保険料と同じように、確定申告時の社会保険料に加えることができます。

【課税所得と税率】（平成31年4月現在）

課税所得（万円）	所得税率(%)	住民税率(%)	税率合計(%)
～195	5.105	10	15.105
195～330	10.210	10	20.210
330～695	20.420	10	30.420
695～900	23.483	10	33.483
900～1800	33.693	10	43.693
1800～	40.840	10	50.840

【例えば、課税所得800万円の方の場合】

基金の控除がなかったら、

税額は800万円×33.483%－636,000円＝204万2640円

① 毎月3万円で基金に加入した場合、（ ）内は計算式

控除額は、36万円（3万円×12ヶ月）

課税所得は、764万円（800万円－36万円）

税額は、192万2100円（764万円×33.483%－636,000円）

その差額**12万540円** 税金が軽減されます。

② 上限の6万8千円の場合、

控除額は、81万6千円（6万8千円×12ヶ月）

課税所得は、718万4千円（800万円－81万6千円）

税額は、176万9420円（718万4千円×33.483%－636,000円）

その差額**27万3220円** 税金が軽減されます。

※今後、税制改正により変更が生じることもあります。

<平成19年から税源移譲によって個人住民税が変わりました>

ホ) 60歳到達の前から国民年金基金にご加入されていた方へ

【この頁内の呼称】

- 「通常加入員(司法書士)」 60歳到達前の当司法書士国民年金基金ご加入者
- 「特定加入員(司法書士)」 60歳以上 65歳未満の当司法書士国民年金基金ご加入者
- 「通常加入員(他基金)」 60歳到達前の当基金以外の国民年金基金ご加入者
- 「特定加入員(他基金)」 60歳以上 65歳未満の当基金以外の国民年金基金ご加入者

【ご加入の注意事項】

5. 「通常加入員(司法書士)」「通常加入員(他基金)」の方は、**特定加入員となる資格(1 ㊦)**を満たしていれば特定加入制度にご加入できます。
6. 特定加入は、「通常加入員(司法書士)」「通常加入員(他基金)」を**継続延長するものではありません**。60歳で資格を喪失後、新たに設計した口数の掛金でご加入できます。
7. 「通常加入員(司法書士)」「通常加入員(他基金)」でⅢ～Ⅴ型を支給されている方も新たに設計した口数の掛金でご加入できます。

【特定加入の手続き】 (1 ㊦)をご参照ください。

【加入中の手続き】 (3 ㊦)をご参照ください。

氏名・住所変更のご注意事項

- 「通常加入員(司法書士)」「特定加入員(司法書士)」の方は、**当司法書士国民年金基金へ**お届けいただければ両方とも変更になります。ただし、「通常加入員(他基金)」の方は、**全国国民年金基金又は他の職能型国民年金基金へ**もお届けください。

【受給の手続き】 (3 ㊦)をご参照ください。

ご注意事項

- 「通常加入員(司法書士)」の方の年金額は、「特定加入員(司法書士)」の年金額と**合算して、ご支給いたします**。
- 「通常加入員(他基金)」の方は、次の2ヶ所に年金請求をしていただき、別々にご支給いたします。
 1. 「通常加入員(他基金)」の部分は、**全国国民年金基金又は他の職能型国民年金基金**
 2. 「特定加入員(司法書士)」の部分は、当司法書士国民年金基金それぞれ年金額によって、**支払が「年1回」と「年6回」に分かれてしまうことがあります**。
- 上記のほかに**国民年金基金連合会**から年金請求書が届いた場合は、上記の2ヶ所に加えて年金請求をしていただきます。